弁護士費用(報酬)の基準

◆費用の種類

着手金…事件の受任時に受けるべき事務処理の対価。基本的に返還することができません。 報酬金…事件の結果に応じて受ける事務処理の対価。

実費…事務処理に必要な印紙代、切手代、コピー代、交通費など。基本的にはご負担いただきます。

◆以下はあくまでも目安となる基準であり、事案の内容に応じて増減することがあります。 詳しくは相談の際にご説明します。

金額は全て税抜き表示です。

1. 相談

初回	無料(60分程度)※
2回目以降	5,000円(30分)

※弁護士費用特約などの保険が使用できる場合は、30分あたり5,000円をご請求いたします。

2. 文書作成

	手数料
内容証明郵便	3万円~
離婚協議書	10万円~
遺言	10万円~※

※遺言執行もご依頼いただく場合は報酬等をご請求いたします。

3. 事件処理における基本的な基準

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3,000万円以下の部分	5%	10%
3,000万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

4. 交通事故

(1) 弁護士費用特約が使用できる場合

着手金	保険約款が定める基準にしたがった金額
報酬金	体体が派がためる至中にしたが うた並成

(2) 弁護士費用特約が使用できない場合

着手金	10万円~※	
報酬金	示談案の提示がない場合	回収額の10%
	示談案の提示がある場合	増加額の20%

※後遺障害の認定に対する異議申立てを行う場合、訴訟を提起する場合等は着手金を加算します。

5. 離婚、男女問題、子をめぐる紛争

※この種の事案は複数の手続を同時並行で行うことが多く、その程度によって費用は大きく 変わります。詳しくはご相談時にご説明します。

(1) 交渉または調停

着手金	20万円~
報酬金	20万円~

(2) 訴訟

着手金	20万円~
報酬金	20万円~

(3) 慰謝料、財産分与などの財産給付を伴う場合

着手金	10万円~
報酬金	回収額の10%等

6. 遺産分割

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3,000万円以下の部分	5%	10%
3,000万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

7. 債務整理(個人)

(1) 自己破産

着手金	20万円~
報酬金	原則としてなし※

※過払金を取り戻した場合には、取り戻した額の20% (裁判による場合25%)

(2)任意整理

着手金	債権者1社につき3万円
報酬金	原則としてなし※

※過払金を取り戻した場合には、取り戻した額の20% (裁判による場合25%)

8. 刑事事件

着手金	20万円~
報酬金	20万円~※

※無罪、起訴猶予、執行猶予などの処分結果により異なります。

9. 顧問契約

顧問料	3万円~(月額)※
4E2<11.0.1.1	(/) (/) /(/

※事業規模、毎月の相談時間などにより異なります。